

作業主任者技能講習会について

当会では建築現場での労働災害防止施策の一環として労働安全衛生法に規定されている各種作業主任者技能講習会を実施しております。

1. 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

①木造建築物の組立て等作業主任者を選任すべき作業

軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て、又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業。

②受講資格

- ・木造建築物の構造部材の組立て作業を3年以上従事経験した者。
- ・大学、高専、高校の土木、建築科卒でその後2年以上木造建築物の構造部材の組立て作業に従事経験した者。

③講習概要

講習日数：2日間

- 科目：1. 木造建築物の組立て等に関する知識
2. 工事用設備等に関する知識
3. 作業者に対する教育等に関する知識
4. 関係法令
5. 修了試験

2. 足場の組立て等作業主任者技能講習

①足場の組立て等作業主任者を選任すべき作業

つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更作業。

②受講資格

- ・足場の組立て、解体又は変更作業を3年以上従事経験した者。
- ・大学、高専、高校の土木、建築、造船科卒でその後2年以上足場の組立て、解体又は変更作業に従事経験した者。

③講習概要

講習日数：2日間

- 科目：1. 作業の方法に関する知識
2. 工事用設備、作業環境等に関する知識
3. 作業者に対する教育等に関する知識
4. 関係法令
5. 修了試験

問い合わせ先：全建連事務局

電話 03-5643-1065

FAX 03-5643-1067

教習機関登録有効期間一覧

労働局	登録番号	登録有効期間満了日
福島労働局	木建 第201号	平成31年5月31日
埼玉労働局	木建 第241号 足場 第242号	木建・足場 平成26年11月23日
東京労働局	木建 安第170号 足場 安第227号	木建・足場 平成31年3月30日
静岡労働局	木建 第44号	平成31年3月30日
三重労働局	木建 第34-2号 足場 第10-5号	木建・足場 平成31年3月30日
兵庫労働局	木建 第106号	平成31年3月30日